

秀麗寮士会会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、関西大学秀麗寮士会とよぶ

第2条 (目的)

本会は、会員相互の親睦を図り、秀麗寮の発展に協力することを目的とする

第3条 (事業)

本会は、その目的を達するために次の事業を行う

1. 会誌並びに会員名簿の発行
2. 会員の懇親
3. 秀麗寮発展に寄与する事業
4. その他必要と認める事項

第4条 (本部及び支部)

本会は、本部を会長宅に置き、事務局を別途設け、支部を必要な地域に設ける

第2章 会員

第5条 (会員の資格)

本会は、本寮に1年以上在籍した者をもって組織する

第6条 (会費)

会員は、次の会費を納入しなければならない

1. 年会費 2,000円
2. 役員会が必要と認めた臨時会費

第3章 役員

第7条 (役員の数及び任期)

本会に次の役員を置き、任期は3年とする

1. 会長 1名
2. 副会長 7名以内
3. 事務局長 1名
4. 代表幹事・幹事 若干名
5. 会計 1名
6. 会計監査 2名

第8条 (役員選出の方法)

役員を選出は、次の各号によって行う

1. 会長は総会において会員中から選出
2. 副会長は幹事中から会長が委嘱
3. 事務局長は副会長中から会長が指名し兼務する
4. 会計は幹事中から会長が委嘱
5. 代表幹事・幹事は各期からの推薦により会長が委嘱
6. 会計監査は総会において会員中から選出

第9条（役員の仕事）

役員の仕事は、次の通りとする

1. 会長は会務を統括し会合を主宰し本会を代表する
2. 副会長は会長を補佐し会長に支障ある時はこれを代理する
3. 事務局長は会の事務を掌理する
4. 代表幹事・幹事は会員との連絡を図り会務を分掌する
5. 会計は会経理を掌理し総会において会計報告をし、承認を得なければならない
6. 会計監査破壊の財務を監査し、その結果を総会に報告しなければならない

第10条（顧問）

本会は顧問を置くことができる

第4章 機関

第11条（総会）

1. 総会は、本会の最高議決機関であって、全会員をもって組織する
2. 定期総会は3年に1回開くことを原則とし、会長又は役員会が必要と認めた時は、臨時総会を開くことができる
3. 定期総会には会務を報告しなければならない

第12条（役員会）

1. 役員会は、会計監査を除く役員をもって組織し、総会に次ぐ議決機関で、3分の1の出席を要し、会務を協議執行する

第5章 会計

第13条（経費）

本会の経費は会費、寄附及びその他の収入をもって充てる

第14条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月末をもって終わる

第6章 支部

第15条

支部を設置する場合は、本部に届け出なければならない

第16条

1. 支部には、支部長を置かなければならない
2. 支部長は、支部を統括する

第7章 補則

第17条

会則の改廃は、総会の承認を必要とする

附則

この会則(改正)は、令和5年10月9日より施行する